令和元年 12月18日

保護者の皆様

徳島文理小学校長　長井　明福

感染症による出席停止について（お願い）

インフルエンザを始めとする感染症のシーズンになってまいりました。

そこで，校医先生のご指導をいただき，出席停止についての取り扱いを整理しました。右の表にあるような学校感染症にかかり，医師がその必要があると診断した場合は，出席停止の措置が取られます。医師の登校許可が出るまでは登校できませんが，通常の欠席とは区別されます。

治癒証明書をお渡ししますので，医師に記入してもらい，学校までご提出をお願いいたします。

〇手続き

・医師の診察を受け，出席停止の診断，指示を受けたら，直ちに学校へ連絡をお願いいたします。その際に，診断を受けた病名と出席停止の指示を受けたことをお伝えください。

・治癒証明書は，医師の登校許可が出て登校を始める日に，学校へご提出をお願いいたします。

・治癒証明書は兄弟姉妹等を通じて，もしくは，直接来校していただいた際にお渡しできます。また，文理の子，小学校 HP からダウンロードすることも可能です。

〇登校の取り扱い

感染症にかかった場合の出席停止期間について，学校保健安全法では，次のような扱いが定められています。

① 第1種については，感染症予防法により，発症すると入院・治療し，完治するまで退院できないので，その間は登校できません。

② 第2種にかかった場合は，学校に届け出て，定められた出席停止期間に従って，医師の登校許可が出るまで家庭で安静にします。

③ 第3種については，出席停止期間の個別の基準はありません。「病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで」となっていますので，症状によって登校してもよいと医師が判断した場合は登校が可能です。

学校感染症一覧

	対象の感染症	出席停止期間の基準	
第一種	エボラ出血熱	第一種の感染症にかかった者については、治癒するまで。	※第一種若しくは第二種の感染症患者のある家に居住するものまたはこれらの感染症にかかっている疑いがある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。 ※第一種または第二種の感染症が発生した地域から通学する者については、その発生状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。 ※第一種または第二種の感染症の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。
	クリミア・コンゴ出血熱		
	南米出血熱		
	ペスト		
	マールブルグ病		
	ラッサ熱		
	急性灰白髄炎（ポリオ）		
	ジフテリア		
	天然痘（痘そう）		
	重症急性呼吸器症候群 （病原体がコロナウイルス属ＳＡＲＳコロナウイルスであるものに限る）		
	鳥インフルエンザ （病原体がインフルエンザＡ属インフルエンザＡウイルスであって、その皿清亜型がＨ５Ｎ１であるものに限る）		
第二種	インフルエンザ （鳥インフルエンザ《Ｈ５Ｎ１》及び新型インフルエンザ等感染症を除く）	発症した後５日を経過し、かつ解熱した後２日を経過するまで。	
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。	
	麻しん	解熱した後３日を経過するまで。	
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ全身症状が良好になるまで。	
	風しん	発しんが消失するまで。	
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで。	
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後２日を経過するまで。	
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。	
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。	
		結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く第二種の感染症にかかった者については、病状により学校医その他の医師において感染症のおそれが無いと認めたときは、上記の期間の限りではない。	
第三種	コレラ	第三種の感染症にかかった者については、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。	
	細菌性赤痢		
	腸管出血性大腸菌感染症		
	腸チフス		
	パラチフス		
	流行性角結膜炎		
	急性出血性結膜炎		
	その他の感染症		
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律114号）第６条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第１種の感染症とみなす。			

※その他の感染症とは

学校で流行が起こった場合に，その流行を防ぐため，必要があれば学校長が学校医の意見を聞き，第 3 種の感染症として，措置をとることができる疾患です。（明確に出席停止と規定されていません）

●溶連菌感染症　●ウイルス性肝炎　●伝染性紅斑　●手足口病
●ヘルパンギーナ　●マイコプラズマ感染症　●感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）　等